

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成24年3月2日(金) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時21分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝  
副委員長 塩澤 浩  
委員 皆川 巖 棚本 邦由 山田 一功 丹澤 和平 永井 学  
飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男  
福祉保健部次長 市川 由美 福祉保健部参事 山本 裕位  
福祉保健総務課長 鈴木 治喜 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 布施 智樹  
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 篠原 昭彦  
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 渡邊 伊正 健康増進課長 大澤 英司

教育委員長 久保嶋 正子 教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明  
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 堀内 正基  
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 長田 正樹  
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 上笹 純夫  
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 一瀬 文昭  
学術文化財課長 高橋 一郎

議題 (付託案件)

- 第49号 山梨県介護保険財政安定化基金条例中改正の件
- 第50号 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例中改正の件
- 第51号 山梨県安心こども基金条例中改正の件
- 第52号 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例中改正の件
- 第53号 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例中改正の件
- 第54号 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例中改正の件
- 第55号 山梨県妊婦健康診査支援基金条例中改正の件
- 第56号 山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例中改正の件
- 第61号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時14分まで福祉保健部関係、

休憩をはさみ午後1時31分から午後2時21分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第49号 山梨県介護保険財政安定化基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第50号 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第51号 山梨県安心こども基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第52号 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第53号 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第54号 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号 山梨県妊婦健康診査支援基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第56号 山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第61号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(介護施設等自家発電設備整備事業費補助金について)

棚本委員 1点だけ質問いたします。福9ページ、老人福祉施設整備費のうち、1の介護施設等自家発電設備整備事業費補助金の部分であります。何年か県議会の審査をやりましたけれども、珍しいパターンの減額だと思ひまして、課長の説明がわからないわけではありません。

もう一度改めてお聞きします。手を挙げたら、国の交付基準が違っていたと、こういうような説明でありましたが、再度お聞きしますけれども、減額の理由をお願いいたします。

布施長寿社会課長 御説明申し上げます。これにつきましては、6月の補正予算におきまして、国の1次補正予算を受けまして、計上をお願いしたものでございます。その時点で自家発電装置の整備に係る予算ということで、国の情報に基づきまして、1件当たり補助対象の経費が900万円ということで情報がございました。それにつきまして、各施設等に情報提供させていただき中で、希望施設を確認い

たしまして、その掛け算によりまして、1億7,100万円の最初の計上をさせていただいたところでございます。

具体的に国のほうから補助要綱等が示されましたところ、人工呼吸器・酸素療法・たん吸引の機器の作動に必要な電力を供給するための自家発電装置ということで、本当に残念でございますが、対象が非常に限定されてまいりました。そうなりますと、実際に機器の作動には、ポータブル式の発電機等で済むところが多く、これが実際の事業執行ということになりまして、多くの額の予算が残額となることになりましたが、結果的に国の補助の対象につきましては有効な活用をさせていただいたというところでございます。

棚本委員

結果はそういうことだという先ほど御説明をいただきましたから、情報どりの段階を責めるとか、そんなつもりは毛頭ございません。ただ、国難とも言える3.11大震災を受けての、特にいろいろな意味で、病院もそうでありますが、介護施設もなかなか災害時には避難も容易にならないような状況の中で、特に自家発電施設というのは非常に重要な部分だと思います。こういう災害を受けて、重要な部分について、情報どりの中で、あるいは情報出しの中で安易な情報出しがあったとしたら、そして、それを受けて手を挙げて、そして、予算を組んだと。繰り返すようですが、課長とか、県の執行部の方を責めているわけではございません。こういう流れが情報出し、情報どりというのはどこまで的確に出てくるものなのかなというのが、私はいまひとつ理解できない。人工呼吸器、酸素、これはもう論外でありまして当たり前の話でありましたが、震災を受けての事業出しでありましたから、私はもっと広範囲な情報出しが当時あったのかなと思うんですが、情報どりの段階ではどうだったわけですか。

布施長寿社会課長 委員御指摘のように、情報どりは、国の各担当課に対して連絡等とらせていただきまして、一生懸命やらせていただいているところでございますが、補助対象につきましては、予算計上時点までになかなか詳細の連絡をいただくことができず、希望した施設が希望に沿った整備ができますようにということでは上限を計上させていただいたところでございます。今後とも、情報収集につきましては鋭意努力をさせていただきまして、できるだけ実際に沿った、国の内容に沿った予算計上でまた御審議をいただけますように努力をしてまいりたいと存じます。

棚本委員

わかりました。きょうは補正の部分でしたから、あんまり所管の部分に及んでも時間の関係がございまして、もちろん私よりも県の執行部のほうが、介護施設や医療の問題も真剣に考えていただいているということも重々承知しております。

最後に、このことによって減額となりました。当然、執行対象にならなかったわけでありまして。ポータブルで済ませるといいますが、私も福祉に携わっておりましたが、あの災害を受けて、自家発電装置が、実際の現場はポータブルで足りるという状況なんでありませうか。こんな減額を受けて、ポータブルだという話がございましたので、そこだけお聞きして終わりたいと思います。

布施長寿社会課長 この対象となりました人工呼吸器等に必要な電力につきましては、その施設によって違いはございますが、機器の大きさ等から、ポータブルの装置で動くということで、それを申請していただきまして、執行させていただいております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 教育委員会関係

※第61号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(給食食材検査事業費について)

皆川委員 教14の給食指導費のマル臨の給食食材検査事業費ということで、これは検査機器5台と言いましたかね。これ、5台をどういう配置にするのかわかりますか。

一瀬スポーツ健康課長 配置につきましては、現在のところ、中北の保健福祉事務所に3台、それから、富士・東部の保健福祉事務所に2台の5台を配置する予定でございます。

皆川委員 これ、さっきの説明だと繰越明許になっているので、機器の納入時期って大体いつごろになりますか。5月ごろですか。

一瀬スポーツ健康課長 業者からの納期が約2カ月と言われていますので、これで御議決をいただいた後にすぐに公告をいたしまして、入札を行った上で、発注をかけていきますので、実質的には6月下旬から7月ぐらいの時期になると見込んでおります。

皆川委員 7月ですか。

一瀬スポーツ健康課長 はい。

皆川委員 なるべく早くこれ、あるといいと思うんですね。それで、この方法ですけれども、具体的には、私の想像だと、その日の給食、毎日じゃなくて、月に2度とか、どのぐらいの頻度で検査する予定なのか。

一瀬スポーツ健康課長 頻度としましては毎日検査する予定でございます。ただし、すべての公立・私立を含めまして、幼稚園・保育所、それから、小中学校、県立高校等が対象になりますので、1回当たりの検査につきましては、1品目約25分かかるのではないかと考えております。そうしますと、今のところ、497校が対象になると考えていますが、1校当たり1回の検査で2品目ぐらいしかできないのではないかと考えてございます。その2品目を毎日5台の検査機器で検査して、1カ月に1回ぐらいの頻度で全給食調理施設の食材の検査が2品目ずつできるというような計画をしております。

皆川委員 その日に使う食材を全部やるわけじゃなくて、サンプルを抜き出してやるん

ですね。多分そうだと思う。

実は既に食材の中で、例えば野菜なんかは、もう卸売業者がその段階で放射線検査をする機器を導入しているんですね。そういうこと、知っていますか。であれば、それはもう要らないじゃないですか。そういう業者のを給食に卸してもらえばね。その辺もしダブって、せっかくもうやってしまったやつをまたサンプルとして毎日なんていうのは……。時間的ということで、25分でしょう。この辺の調査はしてないですか。どこがどういうあれか。魚とか何とかって。

一瀬スポーツ健康課長 そちらのほうの調査まではまだ行っておりませんが、今、委員御指摘のとおり、ダブった検査ですと非常に無駄になりますので、そういったことのないような形で品目を選んでいけるような方法をとってまいりたいと考えています。

皆川委員 ただ、難しいのは、どこの卸売業者で扱った野菜はもう既に済んでいる、しかし、こっちの学校は済んでない業者のを買うということがあるよね。この場合、ダブらないようにするってそういうことをよく精査してやらないと時間の無駄になるし。非常に大きいですよ。そんなことでしっかりやってくればいいかなと思います。

一瀬スポーツ健康課長 食材に対しましては、いずれ検査した結果というのは、各市町村、それから、きょう御説明した県のホームページで公表していく予定になっております。その中で、どんな食材、どこの食材であるとかということ、ホームページで公表すれば、またほかの市町村でもそれを見ながら、これは大丈夫であるというふうな適切な判断もできるということで、そういったことも含めまして、今、委員が御指摘のように、食材の検査を実施してまいりたいと思います。

(いじめ・不登校対策事業費について)

棚本委員 教7ページです。この中の心の健康教育推進費の中で、いじめ・不登校対策事業費です。特に私どもの教育事業は、次世代を担う子供対策というのは本当に幅広いわけでありますが、とりわけこのいじめ・不登校対策、相変わらず大きな県民の課題でありまして、県行政においても大きな課題だと言っているわけでございます。私、先ほど減額理由を聞いて、自分自身もハッと思ったんですが、午前の福祉保健部の自殺の問題とかいろいろ重なる部分ですから、どちらにお聞きしたのか今、記憶があいまいなんです。以前、臨床心理士の充足率の問題を、私自身なのか、あるいはほかの議員の問いかけなのか、何らかの記憶が、今年度の答弁か何かの席で、充足率が山梨県の場合、決して低くはないという、そして、今後の養成についても自信を持った御発言があったような、そんな記憶があるわけでありまして。

今、減額理由をお聞きしましたら、臨床心理士が足りないゆえに配置できなかった、だから、減額するんだという、こういうお話を課長から伺いました。この辺、いかがでありましょうか。当初見込んでいた臨床心理士の県内の充足率と配置ができるというお考えと、きょう現在ここに立って、補正の減額を説明したこのときと、どんな状況と申しますか……。

堀之内義務教育課長 臨床心理士の充足率等の問題ですけれども、国の事業ということで、まず予算を立てるときには、お願いするスクールカウンセラー全員が臨床心理士の資格を持つということで計上します。結果的には全員ではないので、その分

だけの減額が毎年出てきます。臨床心理士の県内の充足率ですけれども、実はかなり臨床心理士の資格を取得できる大学等が限定されておりまして、山梨では英和大学が1校あります。ここで臨床心理士の資格が取れるようになったのがまだここ3年ぐらいのものです。ことしのスクールカウンセラーは68名中48名が臨床心理士、あと20名が準ずる者ということなのですが、以前は半々ぐらいの割合で臨床心理士のほうが足りなかったんですが、英和大学の卒業生で資格を取った方がふえていることによって、本県はだんだん充足がされてきています。今までは他県から呼んでいたものですから、いろいろな点でうまくいかなかったんですが、これからは少しずつふえてくることは確かです。

棚本委員

安心しました。たしか記憶の中で、さほど全国的に見ても、本県のこれからの充足率という数字がたしか頭の片隅に残っていたものですから、それで、減額の理由を聞いてハッとしたものですから。

そうしますと、そういう理由の中で、今、充足率は順調には伸びてきているけれども、たまたま全員のスクールカウンセラーの配置についてはこういう状況になったから減額だということで、この減額を受けて、これは新年度に及ぶ部分かもしれませんが、きょう現在の補正の部分の話として、この問題ではないということで、現状で起こるべき問題ではこの補正の段階ではないという認識でよろしいでしょうか。

堀之内義務教育課長 御心配ありがとうございます。平成16年ですと、大体、本県の中では51%ぐらい充足しているんですけれども、最近、70%ぐらいまでになってきていますので、徐々に補正の部分は減っていくと思います。これから少しずつふえる中で、本県に住んでいる臨床心理士が確保できると思います。

棚本委員

さらに安心をいたしました。指導とかのいろいろな部分を、子供の年代から心理的な相談をしてきたりとか、ですから、いろいろな部分に当たってきますから、臨床心理士さんの御努力も非常に大変多くありますが、英和大学ですか、県内での養成機関でありますから、県内で育った人材も手厚くぜひこれから育てて、現場でも育てていただきたいと思うんですが、その点のお考えを聞いて終わりたいと思います。

堀之内義務教育課長 本年度70%ぐらい県内から確保できるようになってきているということですので、英和大学とも連携をとりつつ、また、この制度が始まって、県内の臨床心理士会自体も大きく県との連携が強まっていますので、充実した活動ができるようにさらに努力したいと思います。以上です。

(教育関係費の不用額について)

山田委員

まず、この補正に対する基本的な考えですが、今回、22年度の決算特別委員会の中で、小越議員が大分、教育関係費の不用額があまりにもけた違いに多いということを言われていましたので、今回の減額補正によって、この後の決算が、少なくともけたが違うような不用額はないという理解でまずよろしいでしょうか。

広瀬総務課長

決算につきましていろいろ御心配いただきまして、ありがとうございます。今回計上しております総額の中で非常に大きなものは、退職手当の3億2,000万円ということで、22年度決算の中で大きな比率を占めたのは、退職手当が6億円、それから、義務教育、高校含めまして、職員給与費等が5億円、

そのぐらいでした。それ以外に、結構大きな建設費の残とかそんなものがございしますが、いわゆる建設事業費的なものを除きますと、今回ここで退職金の減額をさせていただければ、いわゆる残と言われるものは随分大きく減るというふうに意識をして補正のほうも検討させていただいた。

ただ、給与費等につきましても、5億円というような金額にはなりませんけれども、まだ不確定要素が残っておりますので、その分でそここの金額は残ると思いますけれども、昨年度御心配いただいたような金額までにはいかないと思っております。よろしくお願いたします。

(退職手当について)

山田委員

続きまして、先ほど出た教3ページの退職手当なんですが、これは退職する方というのは、基本的には年齢において退職されますので、ある程度見積もり可能という理解の中で、それ前にやめる方ももちろんいるんでしょうが、それこそ増額補正をここでかければいいことであって、3億4,000万円ということで、幸いにおいて、県債残高が10億円減ると、県債が減るのでいいんですが、私が心配なのは、今のこの一瞬の補正だけじゃなく、今後たしか、教職員の方たちは、やめる方がこのところずっとふえていくということで、それが県の全体の予算に対して今から重荷にかかってくるということを私も危惧しているので、今回の減額は来年以降にも積み重なってくるものなのか、見積もり誤りだったのか、そのどちらかお聞かせください。

堀内福利給与課長 お答えします。この退職手当につきましては、予算を立てる段階で、見込みで、定年退職者が何名、それから、勸奨退職者、自己都合退職者、それぞれ何名程度であるかということを考える中で、予算を立てておりますけれども、23年度末の定年退職者につきましては、当初見積もったよりも数が少なかったということで、この点が大きな減額になっておりました。

今後、退職手当の関係につきましては、できるだけ残額が大きな額にならないように、関係方面とも連絡を取り合いながら、努めてまいりたいと思っております。

山田委員

非常に不十分な回答ではないかなと。とても納得できない。退職というのは年齢に応じて退職するんでしょう？ 基本的にそれが何名いて、じゃあ、勸奨、「あなた、もうそろそろどうですか」、その比率はどのぐらいの比率だったんでしょうか、お知らせください。比率というか、人数を教えてください。

堀内福利給与課長 現在のところ、定年退職につきましては135名ということで把握しております。予算の段階におきましては、これが140を超えていたということで見込みの相違がございました。

山田委員

5名ぐらいの誤差は許容範囲なのでこれ以上聞くのも失礼なんですけれども、そうはいっても、定年退職というのは年齢に応じて来るもので、勸奨の人が何名予定していたけれども少なくなったんじやともかく、定年退職の金額が違うというのは、例えば身分が移管されましたと。教職員が県教委に来たとか、何か違う理由を言ってくれないと、ちょっとそれでは納得できないということで再度質問します。

堀内福利給与課長 定年退職と予定していた方の中には、定年に達する前に退職される方もおります。この方々につきましては自己都合退職という扱いになります。そうい

う数を入れますと、やはり予算との間で差がございます。今後このようなことがないように努めてまいりたいと思います。

山田委員 いじめではないのでこれ以上はあれなんです、ただ、答弁漏れじゃないんですけれども、私の言った、今後、例えば5年とか10年の見込みに対してのところも私は気になるので、そこも質問したと思います。ここから先は概略、アバウトで結構なので、どのようにお考えなのかお知らせください。

堀内福利給与課長 定年退職につきましては、今の時点で、教職員数、それぞれの年齢は何人おるのかというようなことで当然わかるわけですので、そういう点で正確な見込みはできるものと思います。今後十分注意しながら、予算等につきまして編成をしてまいりたいと思います。

山田委員 それはちょっと。私の質問の意図は、今回は県債が発行されないで済むんですけれども、今後はやっぱりここは発行されていくよという危惧があるとか、そういうことを聞いたかったんです。再質問をお願いします。

広瀬総務課長 退職手当等についての財源という御心配をいただいているかと思うんですが、基本的には、最終的には当然、県の支出になるわけでございますが、退職手当が非常にこの後10年ぐらい大分、義務の教員、高校の教員含めると、少しずれはあるんですが、割と多い時期がこの先続いております。ですから、場合によりましては総額で10億円を超えるような、現在の退職金と比べれば、こうした可能性はあると思うんです。当然、先ほど給与課長がおっしゃいましたように、自己都合退職があったり、それから、出向等の関係で退職金が変わったりというのはありますけれども、そのぐらい大きくなる可能性は十分あると想定はしております。

ただ、退職手当債につきましては、総額の予算等の財源の中で発行することは可能でございますけれども、県財政全体の構成の中で、落とせるところではできるだけ落とすと。ただし、一般財源が必要な部分もございますから、そこに充当しなければならぬ部分が多いと、退職手当債としてある程度発行せざるを得ないということはあると思います。ですから、どのくらいの金額の退職手当債を発行するかにつきましては、トータルの財政事情になるんですけれども、少なくとも退職金につきましては、今申しあげましたように、この先10年ぐらい、ある程度多い時期が続くというふうに理解をしながら、正確な積算等をし、ある程度長期的な財政運営ができるようなことを考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

山田委員 最後にします。義務教育国庫負担の部分は、退職手当には適用はないんですか。

広瀬総務課長 通常の給与等でございますので、これには該当いたしません。

(埋蔵文化調査費について)

山田委員 では、質問を変えます。教16ページです。文化財保護の埋蔵文化調査費、これ、ちょっと金額が大き過ぎて、今の事業関連に伴う補正では、あまりにもバランスが悪過ぎるということで、もうちょっと詳細な説明をいただきたいと思えます。

高橋学術文化財課長 お尋ねの埋蔵文化財調査費の減額補正の理由を詳しく述べさせていただきます。この減額は毎年発生しているところでございます。予算の段階でやや大きく見積もっている理由が、具体的な理由になるかと思えます。国等の大規模な開発事業に伴う発掘調査につきましては、新たに、例えば本年度で申し上げますと、メガソーラーの話とか、予算を立てる段階で想定していないものが生じますけれども、県政の非常に重要な課題ということで至急対応しなければいけないという案件がほぼ毎年予想されるということで、あらかじめ予想される、あくまでも予想される最大幅で予算計上を行いまして、いつでも埋蔵文化財の調査に対応できるよう予算を見積もっているというところでございます。

また、先ほども御説明しましたけれども、試掘調査をしまして、実際本格調査をする必要がないというものも本年度も4件ほどございましたし、そういった理由によりまして、額は大きいわけでございますけれども、こういった理由で減額補正を例年この時期にさせていただいております。

山田委員 この財源が諸収入になっているんですが、この諸収入の財源の具体的な内容は何でしょう。

高橋学術文化財課長 諸収入でございますけれども、これらは受託事業という形でございます。例えば中部横断自動車道の例でいいますと、国土交通省や中日本高速道路株式会社など、工事の事業主体、そういったところから最終的にはかかった費用についてお金が回ってくる、そういったお金の循環でございます。

(県立射撃場費について)

飯島委員 教15ページ、射撃場の地下水位調査費が既定予算よりも、補正が1.5倍ぐらいになっている。調べてみなければわからないという委託事業なのかもしれませんが、事前に見積もりをもらって、パッと見るとやっぱり数字がかなり多いのかなという印象があるんですが、まずその理由をお願いしたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長 県立射撃場費の既定予算額でございますが、これは葦崎の射撃場の除草や施設管理の事業費と、八代にビームライフル等の射撃場がございまして、こちらの管理費が871万円の金額の内訳でございます。今回の増額部分はあくまでも葦崎射撃場の水位の調査の補正だけでございます。

飯島委員 そうしますと、最初の予定のときは、葦崎のものはなくて、あくまでも新しく追加したという理解でいいんですか。

一瀬スポーツ健康課長 はい、そうでございます。

飯島委員 それは必要に迫られてやったということなのでいいと思いますが、今の原発もそうですが、土壌汚染の対策、なかなか素人にはわかりづらいと思うんですよ。ですから、ちょっと懸念するのは、なし崩し的に終わりがいいような調査になってしまって、金額的には大したことないという判断もあるかもしれませんが、その辺の調査のエンドというか、スケジュール的な見きわめというのはどんなふうに考えていますか。

一瀬スポーツ健康課長 水位の調査につきましては、おおむね1年間の中で渇水期に3回水位の測定を行う予定でございます。

- 飯島委員 食の関係もそうですが、こういった問題もかなり地域住民も神経をとがらせている問題なので、引き続き、しっかりした計画でやっていただきたいということで終わりたいと思います。
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- その他 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 望月 勝